

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

延岡市長 読谷山 洋司

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 延岡市 (45203) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 三須・三輪地区 (三須集落、下三輪集落、中三輪集落、檜谷集落、伊原集落、鹿越集落) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 6年 2月 22日 (第3回) |

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農業者の平均年齢が65歳となっている。高齢化や後継者不在により10年後の担い手不足が懸念され、鳥獣被害や水害等の問題もあり、遊休農地の更なる増加が懸案事項となる。そのため、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進め、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必須となる。また、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

主たる農業者：44人（うち50歳代以下13人）、団体経営体（法人）1経営体、従業員等4人
主な作物：主食用米、飼料用米、イタリアン、たまねぎ、ブロッコリー、ほうれん草、じゃがいも、にんじん、キャベツ

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主要農産物である水稻を中心に農地の集積・集約化に取り組み、各種補助事業の活用により、農業者の負担を減らし、効率的な営農環境への条件整備を推進していく。また、有機農業への取り組みにより、地域の土壌環境や生態系を保護し、商品価値の高い農作物を生産していく。さらに農地の大区画化や用排水路の改修等に取り組み、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図り、次代の担い手に引き継ぐ基盤を作る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|-----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 75.6 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 75.6 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。それ以外の点在する農地については遊休農地の発生を防ぐために保全管理に努める。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| <p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農地中間管理事業を活用して担い手への農地集積を進め、リタイヤ農家の経営農地を引き受ける土台を作る。将来的には担い手の意向を踏まえて経営農地の集約に取り組み、農作業の効率化を図る。</p> |
| <p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>地域全体で農地中間管理機構を介して農地の貸借契約を締結する。機運が高まれば重点的に農地中間管理事業に取り組み、地域集積協力金の獲得を目指す。</p> |
| <p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>農地を効率的に活用するため、ほ場整備事業や畦畔除去による農地の大区画化に取り組む。また、暗渠排水による利水条件の向上を図る。その際は行政や関係機関と連携して整備計画を策定し、補助事業の活用により地元負担の軽減を図る。</p> |
| <p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域内外から経営規模を問わず多様な経営体を募集し、行政やJAと連携して農地の幹旋や栽培技術の習得、農業機械の共同利用等について支援する。</p> |
| <p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>地域内で農作業の効率化を図るために水稻の育苗作業を(株)JA延岡地域農業振興支援センターに、防除作業は(株)スカイサービスに委託する。また、乾燥・糶摺り作業等を(株)修電舎に委託することで担い手の負担を軽減する。</p> |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | |
|---|--------------------------------------|----------------------------------|--|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

①目撃情報や被害情報があった場合に、速やかに追い払い等の対応ができる連絡体制を構築する。また、行政と連携して防護対策を協議し、国庫補助事業を活用してワイヤーメッシュ柵や電柵等の防護柵の設置を進めるとともに、場合によっては捕獲に向けた対応を検討する。
 ⑨(株)修電舎を中心とした地域農業の受皿となる集落営農の仕組み作りを検討する。将来的にはさらに農地の集約を進め、機械化等による省力化及び労働力の安定確保を図る。